第23号様式(第16条関係)

診療用エックス線装置備付届

　　年　　月　　日

　　大分県知事　　　　殿

住所

管理者　氏名

電話番号(　　　)　　―

　下記のとおり病院(診療所)に診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院(診療所)の名称及び所在地 | 名称 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| エックス線装置の概要 | 製作者名 | 　 |
| 型式 | 　 |
| 定格出力 | 連続 | 　　　　　kV　　　　　mA |
| 短時間 | 　　　　　kV　　　　　mA　　　　　sec |
| 蓄放式 | 　　　　　kV　　　　　μF |
| エックス線管の数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　管球 |
| 用途 | 一般撮影・透視・CT・歯科用その他(　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| エックス線診療に従事する者 | 氏名 | 職種 | エックス線診療に関する経歴 |
| 　 | 　 | 　 |
| 備付年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 診療用エックス線装置の構造設備及び予防措置 | エックス線管の容器及び照射筒の遮蔽 | 治療用エックス線装置 | 定格管電圧50キロボルト以下 | 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率 | 1.0ミリグレイ毎時以下・超える |
| 定格管電圧50キロボルト超える | 焦点から1mの距離における空気カーマ率 | 10ミリグレイ毎時以下・超える |
| 装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率 | 300ミリグレイ毎時以下・超える |
| 口内法撮影用エックス線装置 | 定格管電圧125キロボルト以下 | 焦点から1mの距離における空気カーマ率 | 0.25ミリグレイ毎時以下・超える |
| 上記以外のエックス線装置 | 焦点から1mの距離における空気カーマ率 | 1.0ミリグレイ毎時以下・超える |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置 | 充電状態であって、照射時以外のとき、装置の接触可能表面から5cmの距離における空気カーマ率 | 20マイクログレイ毎時以下・超える |
| 総濾過 | 口内法撮影用エックス線装置 | 定格管電圧70キロボルト以下 | アルミニウム当量1.5ミリメートル以上・未満 |
| 乳房撮影用エックス線装置 | 定格管電圧50キロボルト以下 | アルミニウム当量0.5ミリメートル以上又はモリブデン当量0.03ミリメートル以上適・否 |
| 輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 | アルミニウム当量2.5ミリメートル以上以上・未満 |
| 透視用装置 | 透視中の患者への入射線量率 | 50ミリグレイ毎分以下又は高線量率透視制御装置がある場合は125ミリグレイ毎分以下適・否 |
| 一定時間経過時に警告音等を発することのできるタイマー | 有・無 |
| 焦点皮膚間距離が30cm以上になるような装置又はインターロック(ただし、手術中に使用する装置は20cm以上) | 有・無 |
| 受像画を超えないように照射野を絞る装置 | 有・無 |
| 受像器を通過したエックス線の遮蔽 | 接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ率 | 150マイクログレイ毎時以下・超える |
| 最大受像面を3.0cm超える部分を通過したエックス線の遮蔽 | 接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ率 | 150マイクログレイ毎時以下・超える |
| 利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段 | 有・無 |
| 　 | 撮影用装置 | エックス線照射野を絞る装置(胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く。) | 有・無 |
| 口内法撮影用エックス線装置 | 照射筒の端における照射野の直径6.0cm以下・超える |
| 乳房撮影用エックス線装置 | 照射野について、患者の胸壁に近い患者支持器の縁を超える広がりが5mmを超えず、かつ、受像画の縁を越える照射野の広がりが焦点受像器間距離の2％を超えないこと適・否 |
| 焦点皮膚間距離 | 口内法撮影用エックス線装置 | 定格管電圧が70キロボルト以下 | 15cm以上・未満 |
| 定格管電圧が70キロボルト超 | 20cm以上・未満 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置 | 15cm以上・未満 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置 | 20cm以上・未満 |
| CTエックス線装置 | 15cm以上・未満 |
| 乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影を行う場合に限る) | 20cm以上・未満 |
| 上記以外のエックス線装置 | 45cm以上・未満 |
| 操作場所 | 移動型及び携帯型及び手術用に使用するエックス線装置 | エックス線管焦点及び患者から2m以上・未満 |
| 移動型(携帯型)の保管場所 | 　 |
| 胸部集検用間接撮影装置 | 利用線錐が角錐型、かつ、焦点受像器間距離で受像面を超えない照射野を絞る装置 | 有・無 |
| 受像器の一次防護遮蔽体 | 接触可能表面から10cmの距離における空気カーマ | 1.0マイクログレイ／1ばく射以下・超える |
| 被照射体周囲の箱状遮蔽物 | 遮蔽物から10cmの距離における空気カーマ | 1.0マイクログレイ／1ばく射以下・超える |
| 治療用装置 | インターロック(近接照射治療装置を除く) | 有・無 |
| エックス線診療室の構造設備 | 診療の場所 | 　 |
| 天井、床及び周囲の画壁の遮蔽 | 画壁等の外側の実効線量が1ミリシーベルト／1週間以下・超える |
| 操作室 | 有・無 |
| エックス線診療室の標識 | 有・無 |
| 使用中表示装置 | 有・無 |
| エックス線診療室の予防措置 | 注意事項の掲示 | 患者 | 有・無 |
| 従事者 | 有・無 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のとおり |
| 管理区域の境界 | 実効線量1.3ミリシーベルト／3ヶ月を超えない措置有・無 |
| 立入制限措置 | 有・無 |
| 標識 | 有・無 |
| その他 | 敷地内居住区域及び敷地境界における実効線量 | 250マイクロシーベルト／3ヶ月を超えない措置有・無 |
| 入院患者の被ばく防止病室における実効線量 | 1.3ミリシーベルト／3ヶ月を超えない措置有・無 |
| 従事者の被ばく測定器具 | ガラスバッジ、ポケット線量計その他(　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 防護用具 | 有・無 |

注　1　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。

　　2　診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1の縮図とすること。

　　3　管理区域の標識、使用中のランプ等の位置を診療室図中に記入すること。

　　4　漏えい放射線測定結果報告書(写)を添付すること。

　　5　複数台数備えるときには、それぞれについて備付届を提出すること。

6　大分県外来医療計画で定める共同利用計画を添付すること。

参考様式（注６関係）

共同利用計画

年　　　月　　日

住所

医療機関名

管理者名

担当者名

連絡先

□共同利用を行う

＜医療機器＞

＜対象とする医療機関＞

＜保守・整備等の実施に関する方針＞

＜画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針＞

□共同利用を行わない

＜共同利用を行わない理由＞